

## 建学150周年基金「修学支援事業基金」による給付奨学金募集要項

新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済的に困難な学生を支援するための給付奨学金について以下のとおり募集をおこないます。

### I. 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会情勢の中で、経済的に困難な状況となった学生を支援するため、建学150周年基金「修学支援事業基金」を財源とする、返済を要しない奨学金を給付する。

### II. 支援対象となる学生の要件

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済的に困難な状態となったと認定される学生で以下の要件を満たす方を優先します。

#### 1. 以下の①～⑥を満たす学生

- (1) 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
  - ① 家庭から多額の仕送りを受けていない
  - ② 原則として自宅外で生活をしている（自宅生も申請可）
  - ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
  - ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること
  - ⑤ アルバイト収入が大幅に減少していること（▲50%以上）
- (3) 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること
  - ⑥ 原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと
    - イ) 修学支援新制度の区分Ⅰ（住民税非課税世帯）の受給者（今後申請予定の者を含む。以下同じ）
    - ロ) 修学支援新制度の区分Ⅱ・Ⅲ（住民税非課税世帯に準ずる世帯）の受給者であって、無利子奨学金を限度額（月額5～6万円）まで利用している者（今後利用予定の者を含む。以下同じ）
    - ハ) 世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金を限度額まで利用している者
  - ニ) 要件を満たさないため新制度又は無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用している者

※留学生については⑥に代わり、日本学生支援機構の学習奨励費制度の要件等を踏まえることとする

- イ) 学業成績が優秀な者であること（前年度の成績評価係数が2.30以上）

- ロ) 出席率が原則として8割以上であること
- ハ) 仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学金・授業料等は含まない。)
- 二) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

2. 上記1. を考慮した上で、経済的理由により大学での修学の継続が困難であると大学が必要性を認める学生

### III. 対象とする学生と支援の内容

学部・大学院の正規生(留学生を含む)に対し、一人あたり3万円を給付。

※国費留学生は対象としない

### IV. 支援学生数

300名

### V. 証拠書類の保存

奨学金の給付が認められた学生は、直近6か月の家庭やアルバイト等の収入が減少したことが分かる書類(収入の明細書や振込みが確認できる通帳)、および、家賃の領収書等を2022年3月まで手元に保存し、本学の求めに応じて写しを提出すること。求めに応じない場合は、奨学金の返還を命じる。

### VI. 申請方法

奨学金の給付を希望する学生は、別に定めるフォームにより申請する。

### VII. 申請期間

2021年9月17日(金)～10月1日(金)

### VIII. 給付した奨学金の返還

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、給付した奨学金を全額返還すること。

- (1) 本学の求めに応じず、証拠書類の写しの提出を行わないとき
- (2) 虚偽の申告を行ったことが明らかになったとき
- (3) その他奨学金給付の必要性が認められなかったとき

### IX. 問合せ

学務部学生課

Mail: [gakusei-kakari@tufs.ac.jp](mailto:gakusei-kakari@tufs.ac.jp)